

# ◇◆◆◆◆「熱川小学校安心安全」のための危機対応マニュアル ◆◆◆◆

平成29年度 学校・家庭 相互確認版

大雨・暴風等の時		地震の時			
		調査情報発令時	注意情報 発令時	予知情報・警戒宣言 発令時	大規模地震 発生時
<登校前>					
6:30の時点で、「東伊豆町」に「大雨警報又は、暴風警報」が発令されている時	1 各家庭での自宅待機を基本とする。	登下校時 ↑	・子どもは、家庭か学校の近い方に避難する。 ・どこで引き返すかを決めておく。	・頭を守る。 ・揺れがおさまったら安全な場所へ。	
6:30に町の広報で知らせる。学校の緊急連絡メールでも知らせる。	2 「警報」が解除されたら、安全を確認のうえ登校させる。 「警報」が昼11時以前に解除された場合は、その時点で、町の広報で知らせる。		・教職員の指示に従って教室に待機する。 ・状況により体育館に避難する。	・教職員の指示に従って、運動場に避難する。	
3 「警報」が昼11時までに解除されない時は、臨時休校とする。 町の広報で臨時休校の旨を知らせる。			引渡し開始 … 防災カードの引渡し人に引き渡す。※引渡しのできない児童は学校で保護する。 ※引渡し場所…「熱川小学校各教室」	・震度6弱以上で引渡し …「熱川小学校運動場」	
※上記の対応を原則とし、それ以外の対応が必要な場合は、その都度学校から連絡する。					
<登校後(在校中)>					
・原則として学校にとどめ、安全に引渡しが可能な場合又は、16:00を過ぎても下校できないと判断した場合 →学校から「引渡しの連絡」を緊急連絡メールで知らせる。			・登校を見合わせ、保護者と共に行動し学校からの指示を待つ。		
			※自宅を離れ避難する時のために、避難場所を玄関に貼るなど安否確認がとれる準備をしておく。 ※大規模地震の翌日以降は、学校からの連絡があるまで自宅待機をさせる。		
学校(校外活動)でケガをした時・病気になった時		インフルエンザ等感染症の疑いがある時			
◎ 学校でケガをした時、病気になった時		◎ 発症の疑いがある場合			
連絡 … 保護者と連絡を取り医療機関を決める	① すぐに連絡がとれるようにする。	登校は控えてください。	学校	・全職員で安全確保する。 →警察、保護者に連絡する。 →子どもに動搖がある時や下校が危険な場合 引渡し	①連絡を受け次第、現場に急行 ・救急車等の要請・応急処置 ・警察への連絡 ・怪我人に同行して病院へ ・学校←家庭間の連絡確認
② 病院	② <急を要さない時> ①保護者が、子どもを医療機関へ搬送する。 <急を要する時> ②学校で医療機関に搬送する。 (救急車を要請する場合もある。)	①確認	保護者	・子どもをする家などに避難する。 ・まず、警察 23-0039 热川交番 に連絡する。 (時間、場所、状況 等不審者の特徴を) ・その後、学校へ連絡する。 →登校は、動搖がおさまってから。	②学校による現場確認 ・現場確認 (状態、時刻、場所、状況など) →再発防止策の検討をする。
※保護者は保険証をもって病院に行く。 受診結果の学校への報告を依頼する。		②受診	病院	・状況に応じて、注意喚起や集団下校・引き渡し等の判断をし、緊急連絡メールにて伝達する。 ・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様とする。	
◎ 校外学習中にケガをした時、病気になった時		<流れ>			
担任等(引率者)	けがの状態・病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について連絡する。 それ以後の対応は、学校での場合と同じ	①保護者・学校で事実の確認 ②病院にて受診 ③医師の診断 ④診断結果の報告 →感染症でない場合は元気になら登校 (感染症に罹患した場合) ⑤「出席停止通知書」を学校までとりに来てください。 ⑥再受診(必要事項の記入要請) (療養・医師の指示通り) ⑦医師による「感染症治癒」の診断 ⑧「登校許可証明書」を持参して登校する。		引渡し時のお願い	
				①引渡し時のお迎えは原則として徒歩でお願いします。 ②学校から引渡しの連絡がメール等であり、車で児童の迎えをせざるをえないときは、児童と車の接触事故を防止するため、ブルーランプ車両に車を停車し、下車や乗車をさせてください。 ③車の進入路については、交通渋滞や車同士の接触事故を防止するために、できるだけ、北方向(とんかつ天乃側T字路)から南方向への一方通行をしてください。	
<熱川小学校> 0557-23-0037					